

説明書

業務名	令和8年度「佐賀さいこう!」情報発信事業企画・運営等業務		
履行期間	契約締結日～令和9年(2027年)3月26日(金)まで		
履行場所	佐賀県産業労働部関西・中京事務所が指定する場所		
契約上限額	4,300千円(消費税及び地方消費税を含む)		
説明会参加 申込期限	令和8年9月16日(水) 16時	説明会	令和8年9月17日(木) 10時00分から
仕様書等に 対する質問 書提出期限	令和8年9月25日(金) 17時	参加資格確認 申請書提出 期限	令和8年9月25日(金) 17時
提案書 提出期限	令和8年10月6日(火)17時		
プレゼンテー ション	令和8年10月9日(金) (予定)※時間は別途連絡	最優秀提案者 決定	令和8年10月16日(金) (予定)

Ⅰ 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書(様式第2号)・・・1部

イ 誓約書(様式第3号)・・・1部

ウ 会社概要(パンフレット等)・・・1部

エ 実績書(様式第4号)・・・1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送、電子メールによる。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※電子デメールでの提出の場合、添付ファイルが5MBを超える場合は、時間に余裕をもって事前連絡すること。なお、大容量ファイル転送サービスの利用は不可とする。

2 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、仕様書等に対する質問書(様式第1号)に記入のうえ、「10 問い合わせ/提出先」に記載するメールアドレスに提出すること。
- (2) 質問があった場合、それに対する回答は令和8年9月30日(水)までに、原則佐賀県ホームページに掲載する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙(様式第5号)……正本1部
- イ 提案書……………5部
- ウ 実施スケジュール案…5部
- エ 業務体制表……………5部
- オ 見積書……………正本1部

※ イ~オは任意様式とし、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

- (2) 作成にあたってはA4縦長とする。
- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (5) 提出は持参又は郵送、電子メールによる。
 - ※ 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
 - ※ 電子メールでの提出の場合で添付ファイルが5MBを超える場合は、時間に余裕をもって事前連絡すること。なお、大容量ファイル転送サービスの利用は不可とする。
- (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- (7) 提案書は、プレゼンテーションや評価を適確に実施できるようまとめること。
- (8) 真に必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであり、提出された提案書等のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内(うち1人は業務を中心に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度(説明20分、質疑10分程度)を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

- (2) 最優秀提案者となることができ最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から14日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 評価基準
- (4) 各種様式
- (5) 契約書（案）

10 問い合わせ/提出先

佐賀県産業労働部関西・中京事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3-1

TEL:06-6344-8031 FAX:06-6348-0253

所属メール:kansaichuukyou@pref.saga.lg.jp